

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月頃からは、C大学Dキャンパス内の「E」（以下「本件店舗」という。）において、接客業務等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅で意識を失い、F病院に救急搬送され、「くも膜下出血、脳内出血」と診断された。

被災者は、上記疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したが、監督署長の処分前の平成〇年〇月〇日に死亡した。そのため、請求人は、監督署長に対して未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に発症した上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した「くも膜下出血、脳内出血」が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及びその発症時期について、平成〇年〇月〇日付けG医師作成意見書、同年〇月〇日付けH医師作成意見書及び同年〇月〇日付けI医師作成の意見書によれば、「被災者は、平成〇年〇月〇日、『くも膜下出血、脳内出血』（以下「本件疾病」という。）を発症した。」との医学的見解が示されており、当審査会としても、これらの医学的見解を妥当なものと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、以下、認定基準に基づき検討する。

#### (3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

#### (4) 短期間の過重業務について

ア 被災者の本件疾病発症前おおむね1週間(平成〇年〇月〇日から同月〇日)についてみると、休日は同月〇日のみであるものの、この期間における時間外労働時間は10時間1分であることからすれば、過重な時間外労働があったものとはいえない。

イ この点について、請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、平成〇年〇月から同年〇月〇

日（本件疾病発症日）までの期間は、「異常な状況（繁忙期）」であった旨主張するところ、業務報告書によれば、平成〇年〇月から同年〇月〇日（本件疾病発症日）までの期間における本件店舗の売上額は、〇円から〇円程度で推移しており、同年〇月における本件店舗の売上額が最も高い日（同月〇日）でも約〇円であることが確認できることから、同年〇月から同年〇月〇日までの期間において、来客者数が増加し、被災者の業務量が一定程度増加したものと認められる。

しかしながら、決定書理由に説示するとおり、被災者は、不慣れな新入生が多数来店することによる混乱等への対応を長年にわたり行ってきた経験があり、一時的な混雑があったとしても、被災者の業務内容が質的に著しく異なるとはいえず、当審査会としても、当該期間において、被災者が過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

（５）長期間の過重業務について

ア 被災者の本件疾病発症前６か月間（以下「評価期間」という。）の時間外労働時間については、発症前１か月は７０時間１１分であり、また、発症前２か月ないし６か月間の１か月平均の時間外労働時間については、最も長い月で４８時間２０分（発症前５か月）であると認められる。

イ この点、請求人らは、上記労働時間のみを問題にするのではなく、①被災者が評価期間中７日間以上の連続勤務を１０回（うち、１２日以上連続勤務は５回認められ、また、平成〇年〇月〇日から同月〇日までは２１日間の連続勤務が認められる。）行っていること、②被災者は、「日常的に精神的緊張を伴う業務」に従事していたこと、③被災者が、自身の労働時間を自宅で集計していたことを時間外労働時間として加算すべきであること等を主張するところ、以下検討する。

ウ まず、上記①の主張についてみると、被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの２１日間の連続勤務を行ったことが認められるものの、同月〇日から同年〇月〇日までの１週間に〇日間の休日が確保されており、また、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日については、１週間の連続した休日が確保されていることが認められる。さらに、評価期間中の連続勤務における各出勤日の労働時間についてみると、１日に２時間弱の日も含め、８時間に満たない日も多く認められる状況である。そうすると、連続勤務により休

日が十分に確保されていなかったという事情をしんしゃくしても、上記ア記載の被災者の労働時間が著しく疲労を蓄積させるほど特に過重なものであったとまでは認め難い。

エ 次に、上記②の主張については、請求人らが平成〇年〇月〇日付け意見書で述べるように、開店したての本件店舗は、被災者を除き、新規採用された店長及びパートタイム労働者で構成されており、被災者が業務運営の柱として活躍していたことは推認されるものであるが、J店長の陳述書を始めとする一件記録を精査すると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同店長からの支援がなかったとまではいえず、また、突発的な業務依頼があったとしても、被災者の業務経験に照らせば、殊更不慣れな作業を強いられていたともいえないことから、被災者は、認定基準に定める「日常的に精神的緊張を伴う業務」に従事していたとは認められず、同主張については採用することができない。

オ なお、上記③の主張については、決定書理由に説示するとおり、被災者の私的理由によるものであり、事業主の指揮命令に基づく業務とは認め難いことから、同主張は採用することができない。

カ 以上を総合すると、被災者の評価期間における時間外労働時間は、業務と本件疾病の発症との関連性を強く示唆するものではなく、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、被災者が評価期間中において著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められないものと判断する。

(6) よって、被災者の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(7) なお、請求人らのその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。